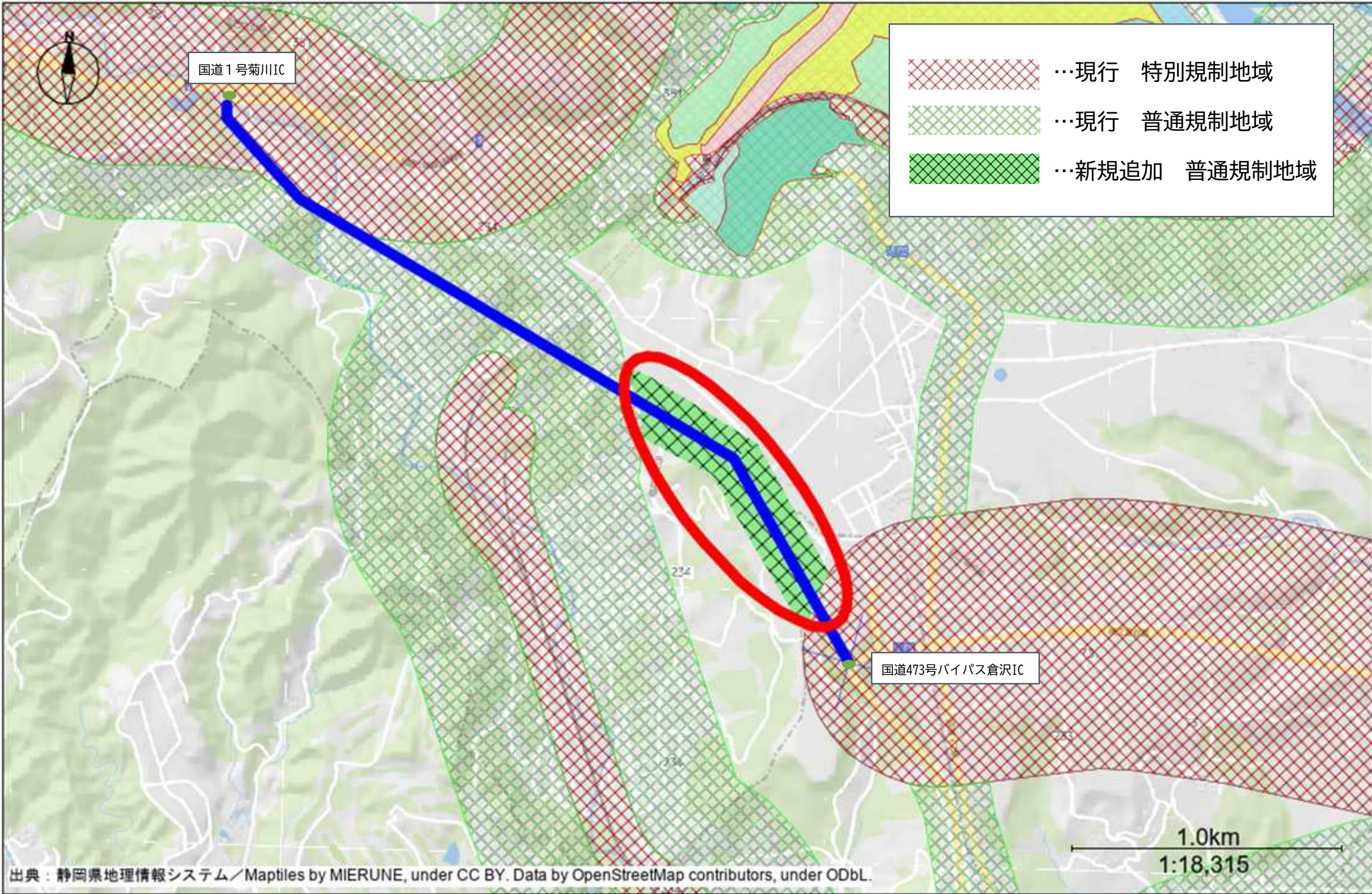


規制イメージ図



別添2

○静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年静岡県告示第345号）の変更案

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年静岡県告示第345号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域			4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域		
(i) 道路			(i) 道路		
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)	路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。)
(略)			(略)		
一般国道 473号	(略)	(略)	一般国道 473号	(略)	(略)
バイパス	(略)	(略)	バイパス	(2) <u>島田市の一般国道1号との交差点から</u> 沢水加インターチェンジまでの区間	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。